

第26回議員提出条例に係る検証検討会 概要版

日時：H21.10.1(木)14:18 - 15:00

場所：議事堂 6 F 601 特別委員会室

出席者：議員提出条例に係る検証検討会委員（10名）、事務局

資料：第26回議員提出条例に係る検証検討会 事項書

資料 1 三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例（平成 13 年三重県条例第 47 号）の見直しについて＜副座長案＞（第 24 回検討会**資料 2**再掲）

< 検討会 議事概要 >

委員：第 26 回議員提出条例に係る検証検討会を開会する。

本日の討議の予定を説明する。

第 1 に、現在検証中の「三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例」の見直しに向け、第 2 条第 1 号に関し、「県の総合的な計画を議決することについて」討議する。これについては、前回の検討会で執行部の意見を聴取したものである。それを踏まえ、県の総合的な計画として、いかなるものを議決対象とするのか、検討会としての考えのまとめに向け、討議する。

第 2 に、県の総合的な計画として議決されたものの変更に当たっての対応について、討議する。

第 3 に、第 2 条第 2 号に関し、総合的な計画以外の計画としていかなる計画を議決することとするのか、討議する。

第 4 に、この総合的な計画以外の計画として議決したものの変更に当たっての対応を、討議する。

第 1、「県の総合的な計画を議決することについて」であるが、これの討議の参考とするため、県民しあわせプラン戦略計画を持参いただくよう、あらかじめ委員各位にお願いした。

県の総合的な計画としては、長期計画としての県民しあわせプラン、中期計画としての同戦略計画、短期計画としての県政運営方針があり、この 3 つがセットになって、県の総合的な計画を構成していると理解している。

県民しあわせプランは、既にこの条例に基づいて議決の対象となっているところである。一方で、県政運営方針のような短期計画は予算案の審議の中で議論されることとなるので、この条例に基づいて議決する必要はないということである。今回は、中期計画である戦略計画も議決の対象となるよう、条例を見直すべき、というのが、検討会におけるこれまでの結論である。

ここで、議決対象とすべきという戦略計画について、全般的に確認することとする。

戦略計画は、「県民しあわせプラン」の目指すべき社会像を実現するため、実施する県の取組を、19の政策、60の施策、223の基本事業として体系化して整理したものであるとされている。216ページに、この19の政策及び60の施策が、一覧となっている。個別の施策及び基本事業は、222ページ以降に掲載されている。

これらの基本事業の中で、「選択と集中」を行うものとして整理し直したのが、重点的な取組であるとされている。24ページのとおり、重点的な取組は、21の重点事業と、11のみえの舞台づくりプログラムとで、構成されているものである。個別の重点事業又は舞台づくりプログラムは、30ページ以降に掲載されている。

なお、執行部の意見では、戦略計画を議決対象とすることは問題であるということだったが、それも踏まえて、戦略計画の内容すべてを議決対象とするか、あるいは、戦略計画の一部を議決対象とするか、などについて、委員各位のご意見を承りたい。

また、他県の例を参考として調べたところ、長野県の場合、議決対象となるものは長野県中期総合計画であるが、その計画とは別に議案として計画の実施方針などを記載したものが作成されるということだった。また、青森県の場合、議決対象となるものは青森県基本計画「未来への挑戦」であるが、条例上、議決する事項としては計画期間やその推進にかかる基本構想など限定されている。しかし、議案としては、青森県基本計画そのもの、ということであった。

これらも参考にして、委員各位のご意見はいかがか。

委員：幹である総合計画（県民しあわせプラン）は既に議決対象となっているところであるが、その枝である戦略計画は議決対象となっていないところである。また、葉や実の部分に該当する予算案は、審議及び議決の対象となっている。幹と枝とに該当する県民しあわせプラン及び戦略計画は、系統的に同一のものでもあり、総合的に議決する必要があると考えるものである。

しかし、同時に懸念されることとして、戦略計画に数値目標が掲げられているため、これに捕らわれることによって行政運営が硬直化することとなると、議会も執行部も困ることとなると考える。従って、このようなものには柔軟な考え方をする必要があると思われる。

委員：変更については後で議論する予定であるが、この検討会としては、戦略計画の中の一定の事項だけを議決の対象として、議決するのではなく、執

行部において作成された中期計画、現在あるものとしては戦略計画そのものを、議決の対象として審議し、議決することとすることでよいか。

(「よい」の声)

委員：計画の数値目標や想定事業費などにあまり捕らわれないようにすべきということである。

そもそも、現行の戦略計画を想定して討議しているが、仮にこの条例を改正した後に、県の新たな中期計画としては、議決対象であることを含んだ上で提出されるものである。ここで、県の中期計画のすべてを議決することとしておき、提出されてきた中期計画案を見て、審議するべきと考える。

委員：賛成である。この第二次戦略計画を議決するという考えが先行するが、条例を改正して県の基本計画及び中期計画を議決することとするというものである。その後のことは運用の問題であり、執行部が対応すべきものである。その際、執行部が独走するようなことがあれば、議会から、このような事項も議決に入れるべきであるなどと意見を申すべきである。

中期計画を議決することとしておくことで、従って「軽微な変更」については議決を要しないなどという整理はいらぬのではないかと。議会の側が重要だと思っけていても、執行部が出してこないことはある。

委員：「軽微な変更」との議論は、すなわち多少の変更については、議決を要しないのではないかとということである。

委員：現行の戦略計画に捕らわれず、この次どのような計画が策定されるかわからないものであり、その場合には目標値や想定事業費など盛り込まれないかもしれない。しかし、計画が策定される場合には、素案の段階から議会で説明され、議論されるものである。

なお、変更に当たっては、施策の内容を廃止したり新しいものを追加したりするような場合には議決の対象とするべきと考える。毎年のことなど葉の部分のことは、予算案の中で審議し、変更していけばよいと考える。すべての変更、例えば一字一句の変更まで議決しなければならないこととすると、議会の側も大変ではないか。「軽微」というものの定義は難しいが。

委員：「軽微な変更」とはどのようなものかという議論にも関わるが、計画の議決を実効あるものにするためには、計画にこれこれの事項を入れなければならないと例示するべきではないか。そうすることによって、その例示されたもの(は重要なものとして)を変更するには議決を要することとすることができる。

委員：「軽微な変更」というものを条例上どのように表現するかは難しいところであるが、議決された計画が変更される場合には、すべて議決を要するというものではなく、重要な変更の場合にのみ議決を要するというのが、こ

の検討会における意見であるとみられる。

委員：そのとおりである。何が「軽微」であるかについては、変更されるに当たってはあらかじめ常任委員会などにおいて議論され、明らかになってくるものである。

委員：条例の見直しとしては、重要な変更の場合にのみ議決を要することとし、軽微な変更に当たっては議決を要しないこととすることでよいのか。

委員：「軽微」という言葉を入れるのであれば、計画の策定に当たっては、これこれの事項は盛り込まれる必要があるというものを、はっきりさせておかなければ分からないのではないのか。少なくともこれだけは記載すべきという事項を明らかにしておくべきである。

委員：現行の規定で、「県行政全般に係る将来の目標を設定し、当該目標を達成するための施策、事業その他の手法を総合的かつ体系的に示した」と明記されているものである。もっとも、(次回の計画に)想定事業費などが入るかは分からないが。

委員：第2条第1号の規定については、このままの書き振りで良いということになったのか。県の事業についてどのような体系にしてくるか分からないが、「体系的に示したもの」で読めるということか。この書き振りでは、どこまで含まれることとなるのか。

委員：このままであれば、基本事業までだろう。

委員：執行部が提出してきた計画に対して、条例第2条第1号に反するということもできるものなのか。

委員：計画の変更に当たっては、重要なもののみ議決対象とすることとし、その重要なものの例示については、またご意見をいただきたい。これが提出された際には、委員会質疑などで説明することとなるだろう。

委員：どのような計画が出てきても良いよう、条文を工夫してほしい。

委員：議決された計画の変更する場合には、そのすべてに議決を要するわけではないということ認識は一致した。どのような場合に外すのかについては、また議論したい。

委員：変更のすべてに議決を要しては、行政も萎縮するだろうし、審議する議会も大変である。しかし、それを担保するための文言である「軽微」の判断は、どちらにも読みとれるようにしておかないと、困る。

委員：第2条第2号の議論でも「重要な計画」という概念が出てくるが、執行部が判断して出してくるものであるが、実際には素案の段階から説明されるものであるので、その際、議会の意見も反映されることになるとみられる。

委員：難しく考えないで、運用で考えればよいことである。

委員：「軽微な変更」には議決を要しないこととするのか、「重要な変更」の場合には議決を要することとするのか、いずれが適しているのか。

事務局：具体的な条文案の策定に当たっては、他県の例なども調べた上で、適切な表現にすることとなるとみられる。

委員：条例上の文言としてはどのようなになるかまだ分からないが、「軽微」なものを外すということで、具体的な適用は運用の問題とするということで確認してよいか。

委員：（議会及び執行部の）どちらにとっても、柔軟にしておいてもらわないと困る。

委員：次に、総合的な計画以外の計画を議決することについて、討議する。

これについては、9月8日、第24回の検討会において、副座長から案を提出いただき、それを元に議論した。

本日は、その副座長から提出いただいた案を、改めて「資料1」として、お手元に配付している。

この、総合的な計画以外の計画として議決するものについて、これまでの議論の経緯を確認する。「資料1」の左側をご覧ください。

この検討会で出された意見として、5点あった。

- 1．議決対象となる計画が選定されるに当たって、県民の関心や各議員の思い入れ、時代の趨勢などの観点が反映されるような基準を設け、それを条例上規定することは、困難と思われる。
- 2．線引きすることが困難とは思いますが、県民の関心の高い計画が議決対象になるような基準とするべきと考える。第2条第2号についても年数規定は必要で、現行の5年超は妥当と考える。
- 3．執行部の作成する計画のうち、その策定経緯やその計画の県民に与える影響をかんがみて、県政において重要な計画を議決の対象として、議会で審議することとするべきである。例えば、今後の県の財政に与える影響が大きいものや、県民の健康維持や地域の機能維持に大きな影響を与えるものなどは、議決対象とするべきと考える。
- 4．この条例の立案時において、議決対象となる計画の例として20本の計画が挙げられた。これら20本の計画が対象となるよう、かつ計画の中身で議決の対象であるか否かが判断できるよう基準を見直すのが妥当と考える。
- 5．総合的な計画とそれ以外の計画との関係や位置付け等が不明瞭である。以上のような意見が出された。

それに対して、副座長から、「資料1」の右側のとおり、案をご提出いただいたものである。この「資料1」をもとに、委員各位からご意見をいただきたい。

なお、ここで、委員各位に、合わせてご検討いただきたいことを、2点、申し上げます。

1点目として、年数規定だけで議決対象とするか否かを決定することとすると、現行の計画として、どの程度の数があるのかを踏まえておく必要があるかと思う。参考のため、私があらかじめ調べてみたところ、現行の計画で、5年超の計画が20本、5年以上の計画は27本、4年以上の計画は36本あった。

すなわち、仮に、5年超の計画を議決対象とするということになると、20本の計画を、常任委員会等で審議のうえ、議決する必要があるということになる。あるいは、さらに、これ以外にも特に重要な計画を議決対象とするということとなると、これ以上に増えることとなるとみられる。

2点目、現行の計画でも、計画期間のない計画というものがある。私が調べてみたところ、13本あった。このような計画は、どのような基準で議決対象とするのか、あるいは議決対象でないということとするのか、検討会としての考えをまとめておく必要がある。

この2点についても勘案し、委員各位のご意見を願います。

委員：前々回の検討会で、私案を提出させていただいた。第2条第1号の規定に基づくものの外、重要な計画を議決することとして5年程度が妥当であるかと考えたものだが、総合計画と同様に重要なものとして議決するのであれば、総合計画との整合性を図り、(総合的な計画以外の計画についても)5年超ではなくて中長期的な計画であって、その上で「特に重要な計画」を議決することとするべきと考える。重要な計画とは、以前も申し上げたとおり、予算の規模、事業の確実性や具体性、全体的に見て他の事業に与える影響、県民の目から見て特に重要なもの、これを総合的に勘案して決定するべきと考える。まず第一に、5年超と5年以下とで区別する必要はないと考える。

委員：これまでの議論では、5年超の計画はすべて議決することとし、5年以下の計画は重要な計画を議決するべき、という流れだった。しかし、第2条第1号について、中長期の計画を議決することとなった以上、(期間については)合わせた方が合理的と思われる。総合的な計画以外の計画についても、中長期的な計画で重要なものを議決することとするべき、という意見である。

こうすると、第2条第1号では中長期のすべてを、同条第2号では中長期のもので重要なものを、と整理することができる。

委員：なるほどと理解できる。また、特に重要なものとはどのようなものを、運用に当たって申し合わせなどで交わしておくべきと考える。

委員：いかなるものが重要であるかは、先ほど副座長が説明された4つの基準で判断されることになると思われる。

委員：重要なものの基準として、5年超という文言は残してもらいたい。

委員：いかなる条文になるにしても、暗黙の了解として、たとえ2、3年の計画であっても重要なものがあり、そのような計画は議決対象とするべきというものである。

委員：これまでの議論の経過から、1、2年の計画は、予算案の審議の中で議論されることとなるので、中長期としては少なくとも3年以上を想定するもので、また5年超も含まれることとなり、この内で重要なものを議決するということである。このように確認することでよいか。

(「わかりました」の声)

委員：副座長のご提案のとおり、総合的な計画以外の計画についても、中長期的な計画であって、県行政において特に重要な計画を議決対象とすることとする、これを検討会の案とすることに、ご異議ないか。

(「異議なし」の声)

委員：ご異議なしと認める。よってそのようにする。なお、この「県行政において特に重要な計画」とはいかなるものか、例示として副座長から4項目を挙げていただいた。この考え方を踏まえて、今後、条文案の整理をしていくこととする。

また、この条例に基づいて、計画案という議案を提出するのは知事であるので、「県行政において特に重要な計画」であるか否かは、第一義的に知事が、この条例の各規定に基づいて、判断するものである。その点、ご理解いただきたい。

委員：それはおかしいのではないか。

委員：ここでいう「知事が判断する」という意味は、議案の提出権は知事が有するものであるので、知事が判断して提出するというもの。もっとも、その判断に先だって素案などで説明されることで、議会の意見を言う機会はあると思われる。

委員：それなら納得である。

委員：次に、総合的な計画以外の計画として議決されたものの変更に当たっての対応について、討議する。これは、すなわち、第2条第2号の規定に基づいて議決された計画が変更される場合、その変更に当たっての議決対象範囲はどうするかという問題である。これについて、各委員のご意見はどうか。

これについては第2条第1号との関係で、「軽微」と「重要」とを分けることとすること、同条第1号と同様とすることが、整合性が図られることと

なると思われるがいかがか。

(「そのとおり」の声)

委員：この、総合的な計画以外の計画として議決されたものの変更に当たっては、総合的な計画として議決されたものと同様の考えを採ることとし、議決された計画が変更される場合すべてに議決を要することとするのではなく、重要な変更があった場合には議決を要することとし、軽微な変更については議決を要しないこととする。このように確認することでよいか。

(「異議なし」の声)

委員：ご異議なしと認める。よってそのようにする。

本日の議事日程は、これで終了である。

なお、本日の検討会で、この条例の見直しに関し、総合的な計画及び総合的な計画以外の計画の議決について、検討会としての考えがまとまった。従って、必要があれば、再度、執行部の出席を求め、その意見を聴取することとする。

これの日程など執行部意見聴取に関する調整は、座長及び副座長に、ご一任いただきたい。それでよいか。

(「よい」の声)

委員：異議なしと認める。よってそのようにする。本日の検討会を、これで終了する。